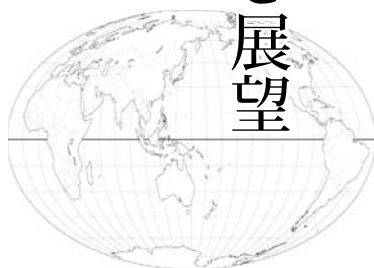


二〇〇六年アチエ統治法の意義と展望

——マレー世界におけるリージョナリズム



西 芳実

はじめに

今日の国際社会は国民国家体系を規範とし、そこでは民族によって規定される国家が基本的な構成要素となっている。自前の国家を獲得した民族は国民と呼ばれ、国民は文化的に均質であることが前提とされる。

現実には、特定の民族のみが居住する領域を設定することとは困難であり、人の移動もあることから、ひとたび領域を確定すれば、必然的に領域内に多様な民族を含むことになる。国境線の変更によって新しく国民国家を形成しな

おしても根本的な問題の解決にはならないし、強制的な同化政策や域外への追放も人道的見地から受け入れられない。それにかわり、領域内の少数民族の存在を肯定的に評価し、少数民族の民族語に公用語や教育語としての地位を与えるなどして、少数民族の文化的な権利を尊重する考え方が受け入れられている。さらに、自治の程度を文化・教育分野から政治経済分野にまで拡大させて、特定の民族が相対的に集住する地理的範囲を民族に規定される地域とみなし、分権化の対象とする考え方も生まれている。このように、国境線の変更を必ずしも前提とせずに民族の自治の程度を高めるために、特定の領域を民族と結びつけ、民族の権限の拡大を実現させる考え方がリージョナリズムで

ある。国民国家体系が古くから成立していたヨーロッパでは、国内の少数民族や地域の問題にEUを通じて複数の国家の共同による対応が試みられるなど、少数民族問題に対して実践的な取り組みが積み重ねられてきており、そのことは本特集の他の論考に示されたとおりである。

ただし、リージョナリズムもまた、民族の権利を実現させる場として領域を設定するという点では、特定の民族によって規定される領域を国民国家とする考え方と同じであり、領域内の少数民族をどのように位置づけるかという問題から原理的に免れない。

これに対して、本稿では、ヨーロッパとは異なる形で国民国家が導入された東南アジア地域で国家と民族の問題がどのような形で現れているか、そしてリージョナリズムがどのような形をとっているかを検討する。まず、島嶼部東南アジア地域の社会の特色を概観し、民族と国家の関係を整理する。ついで、近年、民族紛争として国際社会の関心を集めたインドネシアのアチェ紛争の背景と論理を検討し、アチェ紛争の帰結としてアチェ州の自治を規定すべく制定された二〇〇六年アチェ統治法の特色と意義について考察したい。

I マレー世界における国民国家と地域主義

1 地域の共通語としてのマレー語

一四世紀末にマレー半島西岸に成立したマラッカ王国は、東西洋交易の中継港として発展し、島嶼部東南アジアに大きな影響を与えた。王国で用いられたマレー語は島嶼部東南アジアの商業用語となり、王国の宗教であったイスラム教も東南アジア各地に伝えられた。こうして島嶼部東南アジアでは、沿岸部を中心にマレー語とイスラム教によって特徴づけられるマレー世界が形成された。^{*1}

マレー世界では、マレー語が個々の王国の統治範囲を超えて商業用語として流通していた。また、マレー語話者の民族的出自は多様で、人々はそれぞれの民族語を維持しながらマレー語を用いていた。このため、マレー語は民族と国家の枠を越えて流通する地域の共通語となった。

欧米による植民地化の進展に伴い、マレー世界はオランダ領東インドや英領マラヤといったいくつかの植民地国家に分断されて領域的な統治を受けるようになった。これらの植民地国家の統治領域には共通語としてマレー語があったことから、植民地政府は多様な民族的出自をもつ現地住

民を統治するにあたり、マレー語を行政用語のひとつとして活用した。こうして、民族と国家の枠を越えて流通する地域の共通語としてのマレー語の性格は植民地化の後も維持されることになった。

2 マレー世界における民族と国民

東南アジア島嶼部では、領域に先だって民族が存在するという考え方は自明でない。むしろ、場が与えられるとその場に居合わせた人々が場を担うために協業や連帯の枠組みを模索し、同胞意識の形成や制度の構築をめざす。そうした人々のまとまりのうち、後に国家と結びつくこととなるのがマレー語のバンサである^{*2}。

バンサは国民とも民族とも訳しうる。バンサは必ずしも文化的に均質な集団であるとは限らず、国家を共有し担う人々という側面を強調すれば国民と訳される。他方、インドネシアのように、バンサは共通の言語とわれわれ意識をもった運命共同体であるとの主張もあり、その場合には当事者の意思を汲み取ってバンサを民族と訳す日本人研究者も少なくない^{*3}。ただし、民族といっても母語を共有しているとは限らない。本稿では、混乱を避けるために、国家の担い手となる集団を国民、母語を共有する集団を民族と呼ぶことにする。

このような特徴を持ったマレー世界では、特定の民族が自分たちの母語に相当する地位を与えようとする要求としてのリージョナリズムは現れず、そのような動きは政治経済上の都合から出されるものになる。ただし、その際にも、民族主義や多文化主義を規範とする国際社会の動向をうけて、「民族」あるいは「○○人」という語り方がなされることがある。運動の担い手が自分たちは文化的に均質な集団であると主張したり、そうした動きに対応する側が文化的な側面に配慮したりすることもある。

II アチェ紛争の起源と展開

1 インドネシアの国民形成

マレー世界では、国民国家の形成は植民地支配からの解放の過程と裏表の関係で進行した。オランダ領東インドでは、第二次世界大戦と日本軍による占領、一九四五年からのインドネシア共和国独立戦争を経て、一九五〇年にインドネシア共和国が誕生した。多様な民族から構成されていた東インドの住民はここにインドネシア国民として主権を獲得した。インドネシア国民は原理的には旧オランダ領東インドのさまざまな民族を包摂する概念だったが、実際

には国家運営を始めた建国期の一九五〇年代から一九六〇年代に国民分裂の危機に襲われた。各地方でイスラム共和国建設を掲げた反乱や国軍師団による反乱が起こった。

一九五五年に実施された総選挙で選出された議会は、各政党が掲げる共産主義、国民主義、イスラム主義の三つの原理の調整に困難をきたし、各地方の利害を調整できないだけでなく、イスラム教の国政における位置づけをめぐることで、こう着状態に陥り、機能不全となった。

危機を打開するためにスカルノ大統領による指導制民主主義が導入されたが、経済状況の悪化と、共産党と国軍の間の緊張を緩和することができないまま、一九六五年九月三〇日事件にいたった。数十万人の住民が共産党員あるいは共産党シンパとして虐殺される事態を経て、陸軍将校だったスハルト将軍が大統領に就任した。スハルト大統領はインドネシア国軍による治安維持と開発による経済発展を両輪とする開発体制路線をとり、中央集権化を進めた。

同時に、建国期に表面化した国民の分裂を回避するために、国内のさまざまな勢力に国政に参加するための枠組みを設け、国民としての統合がはかられた。その際に重視されたのは、特定の宗教や民族の枠での政治参加を認めないという原則だった。^{*4}

第一に、唯一神への信仰を掲げた世俗国家である。イスラム教、カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー教、仏

教の五つの宗教が公認宗教とされ、インドネシア国民はいずれかの宗教を信仰することが求められる一方で、国政においては特定の宗教を優遇せず、また、インドネシア国民の宗教として特定の宗教を定めなかった。この意図は、インドネシア国民であることと特定の宗教を信仰することを結びつけないところにあった。

第二に、政治結社の国民結社化である。原理的には、一九四五年憲法前文に示された建国五原則パンチャシラを綱領に掲げることとをすべての政治結社に求め、特定の宗教原理を強調しないことを求めた。また、運用の面でも、支部をインドネシア全域に置くことが求められた。この方針にしたがって、建国期に多数あった政治結社は、結成原理別に三つに再編・統合された。各種の労働組合や職能集団を基盤とし、すべての公務員を自動的に成員とするゴルカルと、イスラム諸政党を統合した開発統一党、国民主義諸政党を統合したインドネシア民主党である。このことは、特定の地方や特定の民族を基盤とする政党を認めず、インドネシア国民を不可分のものとすることを意味していた。上述の政治結社を経由しない特定の地方を基盤とした異議申し立ては、非国民や「治安攪乱分子」によるものとして、国家反逆罪に問われた。

第三に、国軍の国政からの離反を防ぐために、地方議会と国会に非民選議員枠を設置し、国軍に一定数の議席を割

り当てた。

2 アチェ紛争の語られ方とその構造

アチェ紛争は、権威主義体制のスハルト体制下に起源を持つ。一九七六年、自由アチェ運動 (GAM: Gerakan Aceh Merdeka) によるアチェ独立運動が始められた。アチェでの中央政府主導による天然ガス開発と時期が重なったこともあり、この運動は中央集権化に対するアチェの人々の不満を部分的に吸収したが、運動の担い手は治安当局により「治安攪乱分子」と目され、治安当局の軍事的優位の前に運動の指導層は国外に亡命した。

一九九八年にスハルト体制が崩壊し、アチェ紛争は急速に規模が拡大した。インドネシアは「改革」「民主化」「地方分権」の時代となっており、紛争調停の試みが繰り返されたが、数度の停戦合意も実を結ばず、政府は二〇〇三年にアチェに軍事非常事態を宣言するにいたった。

アチェ紛争は、ユーゴスラビアの解体劇と重ね合わせられて、権威主義体制下で統合を維持してきた多民族国家分裂の危機という側面から関心を集めた。確かにアチェ紛争は一見すると民族紛争としての特徴を多く備えていた。GAMはアチェのインドネシアからの分離独立を求め、独自の旗を掲げ、自らの主張を民族自決原則に照らし合わせて

正当化していた。また、アチェに居住するジャワ人を異民族として排斥する動きも報告されていた。これに対して国内の非アチェ人から、アチェ人はインドネシア国民ではないとの言説も見られた。こうした点から、アチェ紛争を民族紛争あるいはアチェの人々のエスノ・ナショナリズムの表出と捉える考え方があった。^{*)}

しかし、実際のアチェ紛争は、GAMとインドネシア国軍という二つの軍事勢力のあいだでアチェと外部世界との経路をめぐる行われた争いだった。これは、アチェにおける「匿名の暴力」の増加と、外部世界がこの紛争に「民族紛争」として関心を向けたことを背景に、紛争が二元化したものであった。^{*)}

第一に、GAMの主張は、特定の文化集団による自治や独立の要求ではなく、アチェのインドネシアからの独立、すなわちアチェという領域に国民国家を樹立することにあった。アチェ独立の根拠は、オランダによって不当に侵略されたアチェ王国の主権の回復であり、ここで求められているのは領域に対する自治である。したがって、来るべきアチェ国家の国民は、かつてこの領域を統治していたアチェ王国の臣民であったアチェの住民であり、それはアチェ人、ガヨ人、タミアン人、アヌック・ジャメ人といった多様な民族から構成されていた。このため、国語はアチェ人の母語であるアチェ語ではなく、多様な民族が共有

可能なリング・フランカであるマレー語とされた。^{*7}

第二に、スハルト体制崩壊後にアチエの問題として指摘されたのは、文化集団の自治をめぐる問題ではなく、政治経済上の問題であった。スハルト体制下で制限されていたメディアがスハルト体制崩壊後に自由化され、情報収集と意見表出の機会が拡大すると、アチエでもスハルト政権への批判が相次いだ。このなかでアチエ固有の問題として指摘されたのは、アチエ地域の位置づけの不明確さ、インドネシア国軍による人権侵害、経済開発の不均衡の三つであり、これらの問題の存在はアチエを含めたインドネシア社会に共有されるにいたっていた。

また、これらの問題に誰がどのように取り組むべきかをめぐってはさまざまな方法が検討されており、分離独立はそのうちのひとつにすぎなかった。権威主義体制崩壊後の局面の特徴は、アチエ固有の問題を解決するための方法をめぐって多様な提言がなされたところにあった。アチエの内外で学生団体、政党、宗教団体といったさまざまな勢力がアチエ問題解決の主体として名乗りをあげ、提言を行った。提言の内容も実現の方法もさまざまであり、その多くがインドネシアの枠内で合法的な解決を求めるものだった。抑圧的な体制が崩壊した直後に噴出したのは、アチエの分離独立を求める声ではなく、独立要求を含めたさまざまな提言だったのである。このことは、アチエの人々に

とってアチエ独立要求が自明のものではなかったことを示している。

したがって、アチエでアチエ紛争が激化したことを理解するには、権威主義体制崩壊による表現の自由化とは別の要因を考える必要がある。

まず指摘できるのは、アチエにおける「匿名の暴力」の増加である。ここで「匿名」とは、事件は起こるが犯行声明が出されず、犯人も逮捕されず、実行者が特定されないまま暴力行為だけ発生し続けることを指す。実行者を特定できない暴力行為——小学校や郡役場の建物への放火事件、治安部隊に対する発砲事件——が相次ぎ、GAMと治安当局は互いに相手を暴力行為の実行者であると非難し合った。治安当局はアチエで治安回復作戦を導入し、GAMメンバーであると疑わしい住民に対して超法規的な処刑を行った。民間人犠牲者は増加し、治安は悪化した。

こうした状況下で、GAMとインドネシア国軍・警察は互いに相手を「住民生活の脅威」と非難し、ともに自ら「治安回復の担い手」「庇護者」を名乗って存在や行動を正当化し、暴力行為を繰り返した。多くの人々は目の前の暴力行為という脅威を回避するために、GAMであれインドネシア国軍であれ、身近な軍事勢力に庇護を求めざるをえない状況に陥った。また、両者はともに「非常時」であることを根拠に、住民の社会生活に対しても統制力を強めていっ

た。こうして、G A Mとインドネシア国軍のアチェに対する発言力が強化された。このため常に「G A Mかインドネシア国軍か」が問われることになり、さらにこの二択が「インドネシアにとどまるか分離独立か」に読み替えられていった。

アチェに国民国家を樹立する運動が民族運動の性格を帯びて展開することになった背景を考える際には、国際社会の動向も見落とせない^{*}。現在の国際社会において自前の国民国家を獲得することを説得的に主張するためには、それにふさわしい民族であることを主張する必要がある。アチェ民族の権利が損なわれていることを示すために、G A Mはアチェにおけるインドネシア統治をジャワ人という異民族による植民地主義的な統治であると読み替えて、ジャワ人の生命や財産を攻撃の対象とする形で運動を展開した。紛争が激化するにしたがって、敵味方の区別をアチェ語の使用能力ではかる傾向も強まった。

G A Mの指導部がインドネシア国外に亡命し、外国を拠点としながらアチェ独立運動に関わっていたことも、アチェ独立運動の民族運動的側面の強調を促したと考えられる。すでに別の国で国籍を取得したG A M指導部がインターネットやファックスを通じてアチェ語の声明文を世界にたびたび発信していたことは、域外を生活の拠点とする自らとアチェとの間の文化的繋がりをアピールしていたと

見ることができよう。

外部世界は、アチェの治安悪化をG A Mとインドネシア国軍・警察の間の武力紛争の高まりとして理解したうえで、アチェの行く末、ひいてはインドネシアの行く末を考えるうえで、いったいどれくらいのアチェの人々がインドネシアからの分離独立を求めているのか、それとも求めているのかを重視し、その深刻さをはかる目安としてどれほどたくさんの人が犠牲になっているかに目を向けた。このため、外部世界の支持を調達したいG A Mとインドネシア国軍による紛争は、それぞれの勢力圏を確保するための縄張り争いとして展開した。たとえば、G A Mはアチェ国民の、国軍はインドネシア国民の一員であることの証として住民にそれぞれの「国旗」の掲揚を求めたり、それぞれ独自の「身分証明書」を作成して住民に携行を求めたりした。アチェの内と外とを行き来する人・モノ・カネ・情報の流れは両勢力の管理の対象となった。木材やアブラヤシ、コブラやエビなど、アチェから域外に商品作物を輸送するトラックが移動する道路沿いに検問所が設けられ、「通行税」が徴収された^{*}。

アチェの人々にとっては、住民生活の脅威であるという点でG A Mとインドネシア国軍は同じ性格をもっていたが、国際社会の関心が「分離独立かインドネシアの統合か」という形で向けられていたため、外部世界の注意を自分た

ちに向けさせるには「分離独立を求めるのか」「GAMと国軍（中央政府）のどちらを支持するのか」という問いに答えざるをえなかった。スハルト体制崩壊期、インドネシアの枠組み内で合法的なアチェ問題の解決を模索していた人々が次々とGAMに合流していったこともこの観点から理解できる。アチェの人々にとって、アチェ紛争の激化とは、外部世界と関係を結ぶための経路をインドネシア国軍とGAMの二つに限定されていく過程でもあった。

III 二〇〇六年アチェ統治法

その後、アチェは二〇〇四年十二月二六日に発生したスマトラ沖地震津波で死者一三万人、行方不明者四万人に達する最大の被災地となり、「史上最大の作戦」と呼ばれる大規模かつ国際的な支援の対象となった。これと並行してGAMとインドネシア政府との和平交渉が再開され、二〇〇五年八月に和平合意にいたった。^{*10} GAMは独立要求を取り下げ武装解除した。二〇〇六年八月にはアチェ統治法が施行され、これに基づき二〇〇六年一月二月にアチェ州知事選挙が実施され、元GAMメンバーを州知事とする地方政府が発足した。

二〇〇六年アチェ統治法^{*11}は、民族紛争として発展したア

チェ紛争を領域に対する分権化を通じて解消しようとする試みであり、リージョナリズムのひとつの形態を見ることができ。インドネシアにおける従来の地方自治法と比べても、地方自治に参加する人々の範囲や統治の対象に言及している点で新しい試みがされている。以下にその特色を整理する。

1 領域統治の担い手としての「アチェ居住者」

第一の特色は、アチェ州の統治の担い手であり対象となる人々を「アチェ居住者」と定義し、特定の民族に対する権限の付与という形をとらなかったことである。

アチェ統治法では、アチェに関わりをもつ人々として、出自を問わずアチェを生活の拠点とする「アチェ居住者」と、アチェに出自を持つ「アチェ出身者」という二つの異なるカテゴリーが示されている。「アチェ居住者」(Penduduk Aceh)は民族、人種、宗教、出自にかかわらず「アチェに居住地を定める者」^{*12}で、既婚者もしくは一七歳以上の者に在住証明書が与えられる。これに対し、「アチェ出身者」(Orang Aceh)は「アチェで生まれたか、もしくはアチェに出自(garis keturunan)をたどれる者で、自身をアチェ出身者と認める者」^{*13}で、居住する場所にかかわらず「アチェ出身者」とされる。後者は、生活の拠点

がアチエ域外、場合によってはインドネシアの外部でもよく、その広がりには国境を越えて存在しており、インドネシア国外で活動していたGAM指導部もここに入りうる。故地の共有や世代を越えた継承という点で、「アチエ出身者」は民族的なカテゴリーとしてのアチエ人を想起させる概念である。

アチエ統治法では、これら二つのカテゴリーのうち「アチエ居住者」について権限や義務を明記し、「アチエ出身者」については法的な立場を示していない。ここから、アチエ州統治の担い手と対象は「アチエ居住者」であって「アチエ出身者」でないとするアチエ統治法の立場を読み取ることができる。

アチエ統治法で特定の民族に対する権限付与が回避されていることは、アチエ州内の各地方政府に対してアチエにおける民族の多様性 (keanekaragaman etnik di Aceh) を認め、尊重し、保護すること、ならびに、アチエにある各民族 (kelompok etnik) の権利を認め、保護し、政治・経済・社会・文化の各領域で平等に扱うことを求めているところからも読み取れる。^{*14}

これと関連して、アチエ州に固有の法律が適用される範囲も明確に規定された。この点が明示されているのはイスラム法に関する規定である。^{*15} アチエでは家族法と刑法に関わるイスラム教徒に対する審判はイスラム法廷で取り扱う

ことが決められた。非イスラム教徒は一般の法廷で対応するかイスラム法廷で対応するか選択することができるが、一般の刑法で対応できない審理はイスラム法廷で取り扱うとされた。ただし、アチエ州の領域外で「アチエ居住者」や「アチエ出身者」が裁判にかけられる場合は一般の刑法で対応するとされた。アチエ州のイスラム法は、適用される範囲がアチエに在住するイスラム教徒に限定され、アチエ州の領域外にいる「アチエ居住者」や「アチエ出身者」はイスラム法の対象とされない。この点で、アチエ州政府に付与された固有の権限は属人的なものではなく、属地的なものであることが読み取れる。

2 二つの政党結成原理——地方政党と全国政党

第二の特色は、アチエ州政に参加する枠組みとして地方政党の結成が認められたことである。地方政党の設立要件は、①インドネシア国籍を持つ「アチエ在住者」五〇人以上で構成されること、②アチエ州内の半数以上の県・市に拠点を有すること、③既存の政党と名称・シンボルが重複しないことの三つであり、地方政党はアチエ州議会・県市議会選挙、ならびにアチエ州知事・各県市首長選挙に候補者を擁立することができる。^{*16} これは、国政ならびに地方行政に参加する枠組みを全国政党に限定してきたインドネシ

アで初めての地方政党制の導入となる。

インドネシアでは、これまで見てきたとおり、国政に参加する枠組みは「インドネシア国民」であるとされ、政党の結成原理は宗教や職業、思想など、特定の地域に偏らない枠組みが用いられてきた。特定の地方に基盤が偏った政党がつくられることはインドネシア共和国の存立を脅かすものとみなされていたためである。これに対してアチエ統治法は、地方行政に参加する枠組みに限定しているものの、地方政党の結成を認めている。

これにより、アチエ州内の地方首長選挙ならびに州・県市議会選挙は、全国政党とアチエの地方政党が競合する形で行われることになった。アチエ統治法が別項でアチエ州政府によるアチエ州内の各民族の権利の尊重と平等な扱いを求めていることと考えると、今後はアチエ語を母語とするアチエ民族以外にも、さまざまな民族を主たる支持基盤とした地方政党がアチエ州でつくられることが考えられる。それにより、アチエ州の住民は選挙に際して、州内に基盤を持つ地方政党と全国政党、そして特定の民族を基盤とする政党というように、異なる構成原理を持つ政党のなかから支持対象を選択することが可能になる。

むすびにかえて

GAMの主張は元来、特定の民族の権利に基づくものではなく、領域に基づいたものだった。このこともあり、GAMの運動が展開する過程で、面に対する囲い込みが生じることとなった。他方、現場では紛争が民族の対立に翻訳され、殺し合いの状態が生じた。その背景には、国際社会の規範では領域自治の主体が民族とされ、民族の権利を主張しなければ領域自治の権利を主張しても受け入れられにくいことや、紛争の軍事化が進んだことがある。

これに対して二〇〇六年アチエ統治法は、問題を領域の問題に戻し、民族紛争となることを避ける工夫が行われた。領域内に居住する住民は民族性にかかわらず「アチエ居住者」とされ、ここに権利と義務が発生する仕組みをつくった。その過程で、故地を共有し、世代を越えて継承されるという意味で、現住地に縛られず民族的な属性の側面が強調された「アチエ出身者」も設定されたが、「アチエ出身者」に対する権利・義務の規定はなく、そのことにより、アチエにおける領域統治の主体に民族的な属性を付与しない点が強調されている。

東南アジアで多様な民族から国民を創出する試みが行わ

れ、国民の脱民族化が志向されたのと同様のことが、国境線の変更を伴わずに特定の地域の分権化を進めるという意味でのリージョナリズムにおいても生じていると見る事ができる。東南アジアでは、領域統治の主体を民族とする外部世界の規範の影響を受けつつも、領域統治の主体を脱民族化する試みが国民国家化だけでなくリージョナリズムにおいても行われているのである。

●注

- * 1 マレー世界の形成については西尾 (2001) 、弘末 (2004) を参照。
- * 2 国民国家の形成と連動したマレー世界のパンサ概念の展開については山本 (2006) のほか、オランダ領東インドについて永積 (1980) 、アンダーソン (2007) 、オランダ領東インドと英領マラヤについて Artfin (1993) がある。
- * 3 たとえば土屋 (1982) や永積 (1980) 。
- * 4 文化的側面においては民族文化を特定の地域の文化と位置づけるおすことを通じて国民文化のなかに取り込む試みがされていたことが指摘されている (加藤 1993、山下 1998、鏡味 2000) 。
- * 5 たとえば Bertrand (2004) 。
- * 6 スハルト体制崩壊直後のアチエにおける政治社会運動の展開と「匿名の暴力」の増加については西 (2001) を、アチエ紛争が経路をめぐる紛争としての性格を有していることについては西 (2007b) を参照。

* 7 二〇〇〇年に実施されたインドネシア国勢調査ではアチエ州の住民の総数は三九二万九三四人であり、インドネシアの総人口の一九一%を占める。アチエ州の民族別住民構成はおおよそ次のとおりである。アチエ人 (五〇・三%)、ジャワ人 (一五・九%)、ガヨ人 (一一・五%)、シムル人 (二・五%)。これらの人々は、民族ごとにそれぞれ異なる母語を有している一方で、マレー語話者も住民の七〇%を越える。

- * 8 G A M の独立要求の論理が国際社会の動向をどのように反映していたかについては Aspinall (2002) を参照。
- * 9 アチエ紛争の住民生活への影響については Davies (2006) 、Kingsbury (2006) 、McCulloch (2005) などを参照。
- * 10 二〇〇四年スマトラ沖地震・津波がアチエ紛争にとってどのような意義を有していたのかについては西 (2007a) を参照。
- * 11 インドネシア共和国二〇〇六年第一号法律「アチエ統治法」。
- * 12 インドネシア共和国二〇〇六年第二号法律第二章「住民」第二二条。
- * 13 インドネシア共和国二〇〇六年第二号法律第二章「住民」第二二条 (一) 。
- * 14 インドネシア共和国二〇〇六年第二号法律第二章「住民」第二二条 (二) (三) 。
- * 15 インドネシア共和国二〇〇六年第二号法律第一章「イスラム法廷」第二二八条、第二二九条。
- * 16 インドネシア共和国二〇〇六年第二号法律第一章「地方政党」。

●参考文献

- アンダーソン、ベネディクト (2007) 『定本 想像の共同——ナシヨナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳、書籍工房早山。
- 鏡味治也 (2000) 『政策文化の人類学——せめぎあうインドネシア』世界思想社。
- 加藤剛 (1993) 『飼育されるエスニシティ』矢野暢編『地域研究のフロンティア』弘文堂、一五三—一九二頁。
- 土屋健治 (1982) 『インドネシア民族主義研究——タマン・シスワの成立と展開』創文社。
- 永積昭 (1980) 『インドネシア民族意識の形成』東京大学出版会。
- 西芳実 (2001) 『アチェ紛争——ポスト・スハルト体制下の分離主義的運動の発展』比較政治学会編『民族共存の条件』(比較政治学会年報第三号)、早稲田大学出版会、一〇三—一二二頁。
- (2007a) 『アチェ紛争の起源と展開——被災を契機とした紛争の非軍事化』『ODYSSEUS』(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要) 一一・五—一六三頁。
- (2007b) 『経路をめぐる紛争としてのアチェ紛争』城山英明他編『紛争現場からの平和構築——国際刑事司法の役割と課題』東信堂、五〇—五七頁。
- 西尾寛治 (2001) 『一七世紀のムラユ諸国——その構造と諸変化』石井米雄編『岩波講座 東南アジア史三 東南アジア近世の成立』岩波書店、一五一—一七七頁。
- 弘末雅士 (2004) 『東南アジアの港市世界——地域社会の形成と世界秩序』岩波書店。
- 山下晋司 (1998) 『飼いならされるエスニシティ・暴力化するエ

スニシティ』西川長夫編『アジアの多文化社会と国民国家』人文書院、二六—四五頁。

山本博之 (2006) 『脱植民地化とナシヨナリズム——英領北ボルネオにおける民族形成』東京大学出版会。

Arifin Omar (1993) *Bangsa Melayu: Malay Concepts of Democracy and Community, 1945-1950*. Kuala Lumpur: Oxford University.

Aspinall, Edward (2002) Sovereignty, the Successor State and Universal Human Rights: History and International Structuring of Acehese Nationalism. *Indonesia* 73(April 2002), 1-24.

Bertrand, Jacques (2004) *Nationalism and Ethnic Conflict in Indonesia*. Cambridge: Cambridge University Press.

Davies, Matthew N. (2006) *Indonesias War over Aceh: Last Stand on Mecca's Porch*. London: Routledge.

Kingsburg, Damien and Lesley McCulloch (2006) "Military Business in Aceh." Anthony Reid (ed), *Verandah of Violence: The Background to the Aceh Problem*. Singapore: Singapore University Press. pp.199-224.

McCulloch, Lesley (2005) "Greed: the Silent Force of Conflict in Aceh." Damien Kingsbury (ed), *Violence in Between: Conflict and Security in Archipelagic Southeast Asia*. Singapore: ISEAS.

(にし) よしみ／東京大学大学院総合文化研究科